

船舶インシデント調査報告書

令和5年11月15日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和4年8月20日 21時30分ごろ
発生場所	京浜港横浜第1区 横浜北水堤灯台から真方位243°1,180m付近 (概位 北緯35°27.3′ 東経139°38.8′)
インシデントの概要	プレジャーボートすばるは、航行中、船外機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年9月21日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート すばる、5トン未満（長さ7.06m） 291-40158神奈川、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力84.58kW、使用燃料 ガソリン、4気筒、ボア79mm、回転数毎分5,500、製造年月 日不詳、進水年月日不詳
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約2m/s、視界 良好 海象：波高 約0.1m
インシデントの経過等	本船は、船長が1人で乗り組み、知人4人を乗せ、遊覧の目的で京浜港横浜区の定係地を出発し、同港横浜第1区を航行中、船外機が停止した。 船長は、船外機の始動を試みたものの、セルモータが始動するものの船外機の始動ができなかったため、航行を断念して118番通報し、本船は、来援した巡視艇にえい航された。
分析	本船は、航行中、船外機が停止した際、セルモータが始動するも船外機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられるが、船長及び船舶所有者から情報が得られなかったため、船外機が運転できなくなった状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、航行中、船外機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。